		十九　航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。 二十　陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。 二十一　船倉の清掃に水を使用する場合、清掃前に貨物の残渣を可能な限り除去すること。
褐炭ブリケット	BROWN COAL BRIQUETTES	一　防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。 二　火薬類（等級1.4のものに限る。）、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類及び腐食性物質と、別の船倉又は区画に積載すること。 三　酸化性物質と同一の船倉又は区画と上下に接する場所に積載しないこと。 四　火薬類（等級1.4のものを除く。）と船首尾方向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。 五　常時摂氏55度を超える場所に積載しないこと。 六　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 七　船積み前、サイドスパーリングを取り除いておくこと。 八　船積み前、船長は、貨物の性状（水分及び硫黄分並びに粒径）及び積載の方法を確認すること。 九　船積み前、船長は、貨物が７日間以上貯蔵されたものであることを確認すること。 十　船積み前、暴露甲板上の積載場所に通じる閉鎖区域を閉鎖及び密閉すること。 十一　貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されておらず、かつ、電線の損傷がない、又は完全に絶縁された場所（隣接する閉鎖された区画（積載場所と隔壁で仕切られており、積載場所に直接通じる開口を有していない機関室を除く。）を含む。）に積載すること。 十二　積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 十三　積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。 十四　貨物を落下させないよう、積載すること。 十五　貨物の表面にガスポケットを形成させないよう荷繰りを行うこと。 十六　貨物の表面が十分に平坦となるよう荷繰りを行うこと。 十七　積載場所に通じるケーシングは十分にシールすること。 十八　船積み後、ハッチを速やかに閉鎖すること。 十九　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 二十　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 二十一　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 二十二　次に掲げる事項を、積載場所に立ち入ることなく計測できるようにすること。 イ　メタン濃度 ロ　酸素濃度 ハ　一酸化炭素濃度 ニ　ビルジのｐＨ値 二十三　航海中、積載場所を通風しないこと。 二十四　貨物から発生するメタン及び一酸化炭素が積載場所に隣接する閉鎖区域に蓄積しないよう当該区画を通風し、定期的に当該区画の空気中のメタン、酸素及び一酸化炭素の濃度を計測すること。 二十五　航海中、積載場所に立ち入らないこと。 二十六　積載場所の空気中のメタン、酸素及び一酸化炭素の濃度を、少なくとも１日に１回以上計測し、計測記録を船内に保管すること。 二十七　ビルジによりビルジウェルが腐食する危険性がある場合は、ビルジウェルに当該ビルジが蓄積しないよう措置を講じること。 二十八　積載場所の貨物の表面の空気中のメタン又は一酸化炭素の濃度又は温度の上昇その他の兆候が現れた場合、船長は、船舶所有者等にすみやかに連絡するとともに、次に掲げる措置を行うこと。 イ　積載場所が密閉されていることを確認し、当該場所への立入り及びハッチの開閉を行わないこと。 ロ　やむを得ず作業従事者が積載場所に立ち入った場合は、当該場所を出た後直ちに密閉し直すこと。 ハ　積載場所の空気中のメタン、酸素及び一酸化炭素の濃度の計測の頻度を増やすこと。 ニ　以下の情報を船舶所有者等に提供すること。 ⑴　貨物を積載する船倉の数及び貨物の量 ⑵　積載場所の空気中のメタン、酸素及び一酸化炭素の濃度の計測結果 ⑶　貨物の温度並びに計測の時刻及び方法 ⑷　貨物の説明及び注意事項 ⑸　船積み作業の日付及び陸揚げ予定港への到着予定日時 二十九　陸揚げ直前及び陸揚げ時は、次に掲げる措置を行うこと。 イ　積載場所は、陸揚げ開始まで密閉しておくこと。 ロ　積載場所に立ち入る場合は、貨物の表面の空気中の炭酸ガス、一酸化炭素及び酸素の濃度を計測すること。 ハ　空気中の酸素濃度が20.7％より低い積載場所に立ち入る場合は、自蔵式呼吸具（船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）第三十二条第二項各号に掲げる要件に適合するものをいう。）を装着すること。